

大学入試学会研究倫理規程

制定 2024年9月19日

(目的)

第1条

本規程は、大学入試学会会員（以下、会員とする）の研究における知的誠実さを涵養し、研究の倫理的なあり方を示すことにより、大学入試に関する研究の進歩と普及に寄与することを目的とする。

(遵守義務)

第2条

会員は、本研究倫理規程に則り、研究活動において良識と知的誠実さ、倫理が要請されることを自覚して行動しなければならない。

(人権の尊重)

第3条

会員は、研究活動を行うにあたって、人権を尊重し、年齢、性別、人種、国籍、思想信条、宗教、社会的地位、障がいの有無などにおいて差別的な取り扱いをしてはならない。

(個人情報の保護)

第4条

会員は、研究活動を行うにあたり、研究および調査の対象者の個人情報が守られるように配慮しなければならない。

(ハラスメントの禁止)

第5条

会員は、研究活動において、アカデミック・ハラスメント等、いかなるハラスメント行為もしてはならない。

(研究資金の適正な活用)

第6条

会員は、研究資金を用いて研究する場合、研究資金の供与機関の定める執行要領等を遵守し、研究目的に合わせて適正に取り扱わなければならない。

(研究目的、方法、結果の倫理性の確保)

第7条

会員は、社会に対する責任と義務を自覚し、研究目的および研究方法、研究結果に倫理性を確保しなければならない。

(倫理審査)

第8条

原則として、会員は、「人を対象とする研究」を実施する場合、所属機関等において研究倫理審査を受けなければならない。

(説明と同意)

第9条

原則として、会員は、研究対象となる個人、団体等に対して研究の趣旨等を十分に説明するとともに、研究の実施ならびに研究成果の公表に関する同意を得なければならない。

(2) 入試結果等の教育データで会員が直接説明と同意を取ることが困難な場合、研究の実施ならびに研究成果の公表について、あらかじめ所属組織で定められた手続きに従わなければならない。

(利益相反への対応)

第10条

会員は、研究の公正性、信頼性を確保するため、利害関係が想定される団体等との関わり(利益相反)について適正に対応しなければならない。

(剽窃・捏造・改竄の禁止)

第11条

会員は、研究活動の実施にあたり、他者の研究成果を剽窃する行為や、調査データなどを偽造・捏造あるいは改竄する行為をしてはならない。

(研究成果の公表)

第12条

会員は、研究によって得られた成果の公表にあたっては、その社会的意義および社会的影響に十分配慮して、会員としての責任を自覚して実施しなければならない。

(二重投稿及び分割投稿の禁止)

第12条

会員は、研究成果を論文等によって公表する際には、二重投稿や一つの研究として報告すべき内容を複数の論文に分割した投稿(分割投稿、サラミ投稿)をしてはならない。

(附則)

この細則は、2024年9月19日から施行する。

以上